

事務連絡  
令和4年11月8日

各 都 道 府 県  
市 町 村

〔 保育主管部（局）  
地域子ども・子育て支援事業主管部（局）  
認可外保育施設主管部（局） 〕 御中

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室  
厚生労働省子ども家庭局保育課  
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの  
同時流行を見据えた保育所等における感染対策の徹底について

先般、令和4年10月13日に開催された新型コロナウイルス感染症対策分科会においては、今秋以降の感染拡大期における感染対策について取りまとめられたほか、同日に開催された第1回新型コロナ・インフル同時流行対策タスクフォースにおいては、「新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行に備えた対応」について取りまとめられたところです。また、第2回タスクフォース（令和4年10月18日開催）で御議論いただいた同時流行を見据えた感染状況に応じた国民の皆様への呼びかけを効果的に行っていくため、タスクフォースに参画いただいた関係団体・学会及び行政機関と調整の上、周知用リーフレットが取りまとめられました（別紙1及び2）。

これらは、今冬の新型コロナウイルス感染症の感染拡大については、今夏を上回る感染拡大が生じる可能性があるとしており、また、季節性インフルエンザとの同時流行が懸念される中、保健医療体制の強化・重点化や感染対策の考え方について取りまとめたものとなります。

上記を踏まえ、貴部（局）におかれましては、保育所、地域型保育事業所、放課後児童クラブ及び認可外保育施設等（以下「保育所等」という。）における新型コロナウイルス感染症対策に関し、以下の留意事項について徹底するとともに、管下の保育所等に対しても感染対策を徹底するよう周知をお願いいたします。

## 記

### 1. 新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行に備えた対応について【参考1～3関係】

- 「新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行に備えた対応」を踏まえ、今般周知用リーフレットが取りまとめられたところ、感染状況と周知用リーフレットの対応関係は以下のとおりであり、厚生労働省においても、その内容をウェブサイトやSNS等を通じて周知を開始するため、現在の感染状況に鑑み、まずは別紙1により管下の保育所等に周知を行うこと。

なお、別紙2については、厚生労働省において、今後の感染状況を踏まえて、ウェブサイトやSNS等で周知を開始する予定であるが、感染状況は各地域によって様々であることから、政府として、全国一律に呼びかけ内容の切替えを求めるものではなく、地域の実情に応じて、別紙2による呼びかけの実施時期が前後することも考えられる。

このため、地域の衛生主管部（局）と連携し、各地域における具体的な外来受診や療養の流れ等の取扱いを確認した上で、園内において、発熱等の体調不良の者が発生した場合の対応について、事前に管下の保育所等との間で情報共有を徹底すること。

併せて、別紙1、2のリーフレットの活用等により、発熱等の症状がある場合は、都道府県の受診・相談センターなどの電話相談を活用することや、医療機関の受診や救急車の要請を迷われる場合の電話等による相談体制（※1）（#7119、#8000、救急相談アプリ）を活用することを周知すること。

※1 #7119（病院にすぐに行くべきか、救急車を呼ぶかどうか等の電話相談窓口）、#8000（子どもの医療に関する電話相談窓口）等

感染状況（参考2参照）	周知用リーフレット
新型コロナや季節性インフルの感染が落ち着いている状況	別紙1
新型コロナや季節性インフルの感染者の増加が見られ、それぞれの感染拡大又は同時流行の兆しが見える状況	別紙2 (ただし医療のひっ迫が懸念される状況ではより強い呼びかけを実施する)
新型コロナや季節性インフルの感染拡大又は同時流行により医療のひっ迫が懸念される状況	

- 「新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行に備えた対応」及び「新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザに係る医療機関・保健所からの証明書等の取得に対する配慮に関して」（令和4年11月4日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）を踏まえ、発熱外来のひっ迫等を回避するため、保育所等において以下の対応を徹底すること。

#### 【新型コロナウイルスについて】

- ・ 従業員又は児童等が新型コロナウイルス感染症に感染し、自宅等で療養を開始する際、当該従業員又は児童等から、医療機関や保健所が発行する検査の結果を証明する書類や診断書を求めないこと。

やむを得ず証明を求める必要がある場合であっても、真に必要な限り、医療機関や保健所が発行する書類ではなく、従業員又は児童の保護者等が自ら撮影した検査の結果を示す画像等により、確認を行うこと。

- ・ 従業員又は児童等が新型コロナウイルス感染症に感染し、療養期間（※1）（※2）が経過した後に、改めて検査を受ける必要はないこととされていることを踏まえ、当該従業員又は児童等が保育所等に復帰する場合には、医療機関や保健所が発行する検査陰性の証明書や治癒証明書等の提出を求めないこと。

ただし、当該従業員が抗原定性検査キットによる検査により療養期間を短縮する場合に、その検査結果を画像等で確認することは差し支えない（※3）。

※1 新型コロナウイルス感染症については、有症状の場合は発症日から7日間、無症状の場合は検体採取日から7日間（従業員の場合、5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、5日間）。

※2 有症状の場合は10日間、無症状の場合は7日間、感染リスクが残存することから自主的な感染予防行動を徹底すること。

※3 乳幼児については抗原定性検査キットを用いることは想定していないため、この意味において乳幼児は7日間の待機となるものと考えている。

- ・ 従業員又は児童等が保健所から新型コロナウイルス感染症の患者の濃厚接触者と認定され、待機期間が経過した後に、保育所等に復帰する場合には、検査陰性の証明書等の提出を求めないこと。

ただし、当該従業員が抗原定性検査キットによる検査により待機期間を短縮する場合に、その検査結果を画像等で確認することは差し支えない。

- ・ 従業員又は児童等以外の者（顧客や来訪者などを想定）に対して、新型コ

コロナウイルス感染症の感染の有無を確認する必要がある場合には、可能な限り、抗原定性検査キットにより自ら検査した結果等で確認を求めるとし、真に必要な限り、医療機関や保健所から発行された療養証明書（紙）の提出を求めないこと。

**【季節性インフルエンザについて】**

- ・ 従業員又は児童等が季節性インフルエンザに感染し、自宅等で療養を開始する際、当該従業員又は児童等から、医療機関や保健所が発行する検査の結果を証明する書類や診断書を求めないこと。
- ・ 従業員または児童等が季節性インフルエンザに感染し、当該従業員または児童等が保育所等に復帰する場合には、医療機関や保健所が発行する検査陰性の証明書や治癒証明書等の提出を求めないこと。

その際、「保育所における感染症ガイドライン（2018年改訂版）」で示す登園のめやす（発症後5日を経過し、かつ解熱後2日（乳幼児にあっては3日）経過していること）を確認するなどし、適切に対応すること。

**2. 今秋以降の感染拡大期における感染対策について【参考4関係】**

先般、新型コロナウイルス感染症対策分科会における取りまとめでは、

- ・ 保育所等での感染対策については、科学的知見に基づき、ポイントを絞って効果的・効率的な対策に取り組むことが必要であること
- ・ 具体的には、児童は高齢者等に比べて重症化リスクが低いことや、児童に対して頻回に検査を行うことは本人や医療現場にとって負担が大きいこと等から、検査によって感染拡大防止の強化を図るのは現実的ではないこと
- ・ 他方で、季節性インフルエンザとの同時流行が予想されており、児童が流行の主体となることから、季節性インフルエンザの感染対策も念頭においた取組とすることが必要となること
- ・ このため、これまでも講じてきた、体調不良の場合に登園等を控えること、園内での換気等による感染対策について、今夏の集団感染事例や先進的な取組等を踏まえて、さらに推進していくことが必要となること

が示されている。

その上で、具体的な感染対策の例として以下のような事例が示されているので、今秋以降の感染拡大期においては、こうした事例も参考にして効果的に感染拡大期における感染対策を講じること。

**① 季節性インフルエンザの同時流行も想定した体調不良者の欠席徹底**

- ・ 発熱に限らず、咽頭痛や咳、頭痛等、普段と異なる症状がある場合は登園等を控

えることを徹底するとともに外出を控える。

② 体調不良の保育士等の休暇徹底

- ・保育士等についても、発熱に限らず、咽頭痛や咳、頭痛等、普段と異なる症状がある場合は管理者に必ず報告し、出勤しないことを徹底する。(健康管理はアプリを活用するなど電子化することで、記載漏れの確認がしやすくなり、省力化にもなると考えられる。)
- ・保育士等に検査キットを自宅に持ち帰らせ、体調不安がある場合や家族が症状のある場合等に、自宅で検査を行い陰性を確認してから出勤する。

③ 効果的な換気の徹底

- ・自治体による保育所等に対する HEPA フィルター付空気清浄機の導入補助。
- ・保育所等において高機能の換気設備等(高い換気機能を持つ空調設備や熱交換機能をもつ換気設備等)を導入。
- ・児童を送迎するバス等の車中の換気にも留意する。窓開けやエアコンの外気導入を行うことが考えられる。

④ マスク着用が困難な状況での感染対策

- ・食事介助等の密な接触時には、換気を徹底する。  
換気が十分にできない場合は、職員(特に、妊娠中や基礎疾患等のあるハイリスク者)が、フェイスシールドやゴーグル等を着用することも考えられる。  
また、フェイスシールドやゴーグル等を使用する場合には、毎日消毒を徹底する。
- ・登園後に体調悪化した児童の対応を行う際には、換気や症状に応じた適切な感染対策を徹底する。
- ・大人数で、一度に合同で行動するのではなく、時間差を設けたり、少人数単位で活動する。

併せて、効果的な換気対策等については、「BA.5 系統への置き換わりを踏まえた保育所等における感染対策の徹底について」(令和4年7月20日事務連絡)においても留意事項をお示しているため、同事務連絡も踏まえ、改めて各保育所等において適切な感染対策の徹底を行うこと。

(参考1) 新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行に備えた対応

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001000988.pdf>

(参考2) 新型コロナ・インフルエンザの同時流行を見据えた感染状況に応じた国民の皆様への呼びかけ

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001002492.pdf>

(参考3) 新型コロナウイルス感染拡大防止へのご協力をお願いします(リーフレット)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000884713.pdf>

(参考4) 今秋以降の感染拡大期における感染対策について(令和4年10月13日新型コロナウイルス感染症対策分科会提言)

[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/taisakusuisin/bunkakai/d\\_a119/kansentaisaku.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/taisakusuisin/bunkakai/d_a119/kansentaisaku.pdf)

以上

○本件についての問合せ先

(保育所、地域型保育事業所について)

厚生労働省子ども家庭局保育課

TEL: 03-5253-1111 (内線4852, 4854)

FAX: 03-3595-2674

E-mail: [hoikuka@mhlw.go.jp](mailto:hoikuka@mhlw.go.jp)

(放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点事業、利用者支援事業、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)について)

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

TEL: 03-5253-1111 (内線4965, 4966)

FAX: 03-3595-2749

E-mail: [clubsenmon@mhlw.go.jp](mailto:clubsenmon@mhlw.go.jp)、[kosodateshien@mhlw.go.jp](mailto:kosodateshien@mhlw.go.jp)

(認可外保育施設について)

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室

TEL: 03-5253-1111 (内線4838)

FAX: 03-3595-2313

E-mail: [ninkagaihoiku@mhlw.go.jp](mailto:ninkagaihoiku@mhlw.go.jp)